

(学校基本調査)

審 査 メ モ (審査状況及び論点)

<目次(審議項目)>

○今回申請された変更

1 調査事項の変更

- | | |
|--------------------------------------|------|
| ① 特別支援学校卒業者の取扱いの明確化 | 3 頁 |
| ② 入学者内訳に係る一部項目の見直し | 6 頁 |
| ③ 学校教育法等の改正を踏まえた「主務教諭」に係る項目の追加等 | 8 頁 |
| ④ リスキリング及びリカレント教育施策の推進・効果検証のための項目の追加 | 9 頁 |
| ⑤ 専修学校における外国人学生等及び卒業学校種の把握 | 11 頁 |
| ⑥ 卒業後の状況に関する把握内容の見直し | 13 頁 |
| ⑦ 他調査で詳細を把握することによる項目の削除等 | 16 頁 |

2 集計事項の変更

19 頁

- (1) 集計事項の暫定的な取扱いの注記(令和8年度確報のみ)
- (2) 上記1の調査事項の変更を踏まえた集計事項の見直し(令和9年度から実施)

※ 本申請においては、多くの調査票において変更が計画されているため、別添として調査票の様式番号と各変更事項との対応表を付した。調査票名冒頭の番号は調査票の様式番号である。(別添参照)

(別添)

調査票種類	調査票名	①特別支援 学校卒業者 の取扱いの 明確化	②入学者内 訳に係る一 部項目の削 除	③学校教育 法等の改正 を踏まえた 「主務教諭」 に係る項目 の追加等	④リスクリ ング及びリカ レント教育施 策の推進・ 効果検証の ための項目 の追加	⑤専修学校 における外 国人学生等 及び卒業学 校種の把握	⑥卒業後の 状況に関す る把握内容 の見直し	⑦他調査で 詳細を把握 することによ る項目の削 除等
学校調査票	①幼稚園	—	—	○	—	—	—	—
	⑦幼保連携型認定こども園	—	—	○	—	—	—	—
	②小学校	—	—	○	—	—	—	○ (3)
	③中学校	—	—	○	—	—	—	○ (3)
	⑦義務教育学校	—	—	○	—	—	—	○ (3)
	④高等学校	○	○ (ア)	○	—	—	—	○ (3)
	⑤中等教育学校	—	—	○	—	—	—	○ (3)
	⑥特別支援学校	—	—	○	—	—	—	○ (1)
	⑦大学・短期大学 学生教職員等状況票	—	—	—	—	—	—	—
	⑧大学 学部学生内訳票	—	—	—	○	—	—	○ (2)
	⑨大学 大学院学生内訳票	—	—	—	—	—	—	○ (2)
	⑩短期大学 本科学生内訳票	—	—	—	○	—	—	○ (2)
	⑪大学・短期大学・高等専門学校 外国人学生調査票	—	—	—	—	—	—	—
	⑫大学・大学院・短期大学 大学通信教育調査票	—	—	—	○	—	—	○ (2)
	⑬高等専門学校	—	—	—	○	—	—	○ (2)
	⑭専修学校	○	—	—	—	○	—	—
	⑮各種学校	—	○ (イ)	—	—	—	—	—
学校通信教育調査票	⑮高等学校	—	—	○	—	—	—	○ (3)
不就学学齢児童生徒調査票	⑮不就学学齢児童生徒調査票	—	—	—	—	—	—	—
学校施設調査票	⑲初等中等教育機関・専修学校	—	—	—	—	—	—	—
	⑳大学、短期大学、高等専門学校	—	—	—	—	—	—	—
	㉑各種学校	—	—	—	—	—	—	—
学校経費調査票	㉒国・公立大学、国・公立短期大学、国・公立大学法人立高等専門学校	—	—	—	—	—	—	—
卒業後の状況調査票	㉓中学校	—	—	—	—	—	○ (イ)	—
	㉔高等学校 全日制・定時制	—	—	—	—	—	○ (ア)	—
	㉕中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制）	—	—	—	—	—	○ (ア)	—
	㉖高等学校 通信制	—	—	—	—	—	○ (ア)	—
	㉗特別支援学校 中等部	—	—	—	—	—	—	—
	㉘特別支援学校 高等部	—	—	—	—	—	○ (ア)	—
	㉙大学、大学院、短期大学、高等専門学校	—	—	—	—	—	—	—
	㉚義務教育学校	—	—	—	—	—	—	—

○今回申請された変更

1 調査事項の変更

(変更内容)

① 特別支援学校卒業者の取扱いの明確化

(学校調査票 (高等学校④、専修学校⑭))

(審査状況)

ア 学校基本調査 (以下「本調査」という。) の学校調査票 (高等学校、専修学校、各種学校) では、生徒の在籍状況として、生徒数や入学者数を把握している。このうち、入学者数については、図表 1 のとおり、それぞれ内数として、「内訳の内容」欄に記載した調査事項を設定している。

イ しかし、文部科学省において、改めて点検したところ、「入学者計」については、特別支援学校卒業者の数も含まれている一方で、その内訳項目の回答欄において、特別支援学校卒業者を含めることが明示されていないことから、これらの内訳の回答においては、特別支援学校卒業者の数が含まれていない可能性が高いことが確認された。(図表 1 参照)

図表 1 特別支援学校卒業者の調査事項への記載状況と今回の対応

調査票	該当部分	内訳の内容	問題点	対応 (案)
学校調査票 (高等学校) ④	問 21 課程別学科別の 生徒数及び入学状況	◆他県所在の中学校等の 卒業生 ◆過年度の中学校等の 修了者	入学者計の内訳項目に おいて、特別支援学校 (中学部) 卒業者が含ま れることが明示されて いない	調査事項に追記 (1 ①「特別支援学校卒 業者の取扱いの明確 化」で確認)
	問 22 修業年限別生徒 数及び入学状況 (全日制の課程のうち 単位制による課程、定 時制の課程)	◆他県所在の中学校等の 卒業生 ◆過年度の中学校等の 修了者	入学者計の内訳項目に おいて、特別支援学校 (中学部) 卒業者が含ま れることが明示されて いない	調査事項から削除 (1②「入学者内訳 に係る一部項目の見 直し」で確認)
学校調査票 (専修学校) ⑭	問 8「7」の入学者のう ち新規卒業生数 (再掲)	◆いわゆる現役進学者 (ア) 当年 3 月に中 学校等を卒業した 者、(イ) 当年 3 月に高 等学校等を卒業した 者)	内訳項目において、特別 支援学校 (中学部・高等 部) の卒業者が含まれる ことが明示されていな い	調査事項に追記 (1 ①で確認)

調査票	該当部分	内訳の内容	問題点	対応（案）
学校調査票 （各種学校）⑮	問9 「7」の入学者の 「計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学数（再掲）」のうち当年3月高等学校及び中等教育学校（後期課程）卒業生数（再掲）	◆いわゆる現役進学者 （当年3月に高等学校等を卒業した者）	特別支援学校（高等部）卒業生が含まれることが明示されていない	調査事項から削除 （1②で確認）

ウ 文部科学省は、当該調査事項の趣旨に照らし、本件申請により、上記の項目のうち、学校調査票（高等学校）の問21及び学校調査票（専修学校）の問8について、令和9年度調査から、回答において計上漏れが生じないように、特別支援学校に係る記述を調査票上に明記することを計画している。（図表2参照）

（学校調査票（高等学校）の問22及び学校調査票（各種学校）の問9については、内容が極めて詳細なものであり、利活用ニーズと報告負担を勘案し、次回調査から削除することを計画している（詳細は、次の項目（1②「入学内訳に係る一部項目の見直し」）において別途確認。）

エ なお、文部科学省は、当該対応について、速やかに対応したいと考えていたところ、当該変更の必要性が認識されたのが、令和8年度調査実施直前である令和8年3月下旬であった。このため、調査実施の事務上の制約からも、本調査への実装自体は令和9年度調査から行い、令和8年度においては、暫定的に、一般統計調査（「令和8年度高等学校、専修学校及び各種学校入学における卒業学校種に関する実態調査」（以下「附帯調査」という。））として実施し、本調査の確報公表時において、その集計に加えることを計画している。これに伴う集計事項の変更については、後記「2」において別途確認する。

図表2 変更後の調査票のイメージ
(ア) 学校調査票（高等学校）④

21課	小学科名	学番	科	号	男女別	全 本 科 の 入 学 状 況									
						入 学 志 願 者	入 学 者 計	計のうち他県所在の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者				計のうち過年度中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者			
								計のうち他県所在の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者				計のうち過年度中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業生及び中等教育学校前期課程修了者			
21課	科	5	0	1	0	男									
		5	0	1	1	女									

(イ) 学校調査票（専修学校）⑭

8 「7」の入学者のうち 新規卒業者数（再掲）	
高等課程入学者のうち令和9年3月中 学校・義務教育学校・特別支援学校 （中学部）卒業生及び中等教育学校 （前期課程）修了者	専門課程入学者のうち令和9年3月高 等学校・特別支援学校（高等部）及 び中等教育学校（後期課 程）卒業生

オ 今回の変更は、新たな調査事項を追加するものではなく、従来からの調査事項の趣旨を踏まえ、特別支援学校卒業生の取扱いを調査票上明確化するものであると考えられ、統計目的との整合性を確保する観点から適当である。

ただし、今回の変更が集計結果にどの程度影響すると見込まれるのかについて確認が必要である。

(論点)

- 今回の変更により、他県所在の中学校等卒業生数及び過年度卒業生数の集計結果にどの程度の影響が生じると見込まれるか。令和8年度に実施した附帯調査の結果を踏まえつつ、整理いただきたい。

(変更内容)

② 入学者内訳に係る一部項目の見直し

(学校調査票(高等学校④、各種学校⑬))

(審査状況)

ア 本件申請においては、図表1のうち、

(ア) 学校調査票(高等学校)④ 問22 修業年限別生徒数及び入学状況(全日制の課程のうち単位制による課程、定時制の課程)に設けられている内訳項目

(イ) 学校調査票(各種学校^(注1))⑬ 問9 「7」の入学者の「計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数(再掲)」のうち当年3月高等学校及び中等教育学校(後期課程)卒業者数(再掲)

について削除する計画である。

(注1) 日本の学校教育法に基づく教育施設の一つで、一般的な小・中学校・高等学校・大学や専修学校(専門学校など)とは別に位置づけられる。語学・文化・職業技能など幅広い分野の教育を行うことを目的とし、専修学校が原則として高卒以上の入学資格が求められるのに対し、学校ごとに入学資格の設定が可能である。日本語学校等の語学学校、インターナショナルスクール、自動車学校等がある。

イ これについては、文部科学省としては、図表1記載の問題点があると認識されたが、一方で、これを機に、本調査が非常に詳細な内容について回答を求め、報告者負担を課していることも踏まえ、今後も継続すべき事項かどうか検討した結果として、削除することとしたものである。

図表3 変更後の調査票のイメージ

(ア)【高等学校調査票】

22 修業年限別生徒数及び入学状況(再掲)					男	修業年限別入学状況			
						本科の入学状況			
					女	入学志願者	入学者計	計のうち他県所在の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者	計のうち過年度の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者
全日制の課程のうち単位制による課程	5	4	1	0	男				
	5	4	1	1	女				
定時制の課程	5	2	1	0	男				
	5	2	1	1	女				
うち単位制による課程	5	3	1	0	男				
	5	3	1	1	女				

計のうち他県所在の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者

計のうち過年度の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者

削除

(イ)【各種学校調査票】

9 「7」の入学者の「計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数(再掲)」のうち令和8年3月高等学校及び中等教育学校(後期課程)卒業者数(再掲)		
男	女	計

削除

ウ なお、これらの調査項目については、集計結果がどこにも表章されていない。また、前記①のとおり、本調査項目については、附帯調査で実績を把握している状況にある。このため、これまでの当該項目の結果の利活用状況について具体的に確認するとともに、把握の必要性及び削除による影響等について確認の上、慎重な検討が必要である。

(論点)

(a) 今回、削除しようとしている調査項目はどのような趣旨・目的で設けられたものか。現在どのような集計を行い、どのように利活用をしているのか。

特に、学校調査票（高等学校）に係る調査項目の削除については、前記①の調査事項との違い等についてもあわせて説明いただきたい。

(b) これらの調査事項については、令和８年度に附帯調査を実施して特別支援学校の卒業者の実績を把握したものと承知しているところ、令和８年度の調査結果はどのようにして集計・公表を行うのか。

(c) 令和８年度に附帯調査を実施する時点では本調査項目は継続して調査を行うことが想定されていたものとするが、なぜ、令和９年度調査のタイミングで調査項目から削除するのか。どのような状況の変化があったのか、説明いただきたい。また、これらの調査事項を削除した場合、統計利用にどのような影響が生じると考えられるか。

（変更内容）

③ 学校教育法等の改正を踏まえた「主務教諭」に係る項目の追加等

（学校調査票（幼稚園①、幼保連携型認定こども園⑭、小学校②、中学校③、義務教育学校⑦、高等学校④、中等教育学校⑤、特別支援学校⑥）、学校通信教育調査票（高等学校）⑩）

（審査状況）

ア 学校調査票は、各学校別に教職員数や在籍児童生徒数など、学校に関する基本情報を把握している。今般、「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から、初等中等教育に係る学校においては「主務教諭」^{（注 2）}が、幼保連携型認定こども園においては「主務保育教諭」、「主務養護教諭」及び「主務栄養教諭」（以下「主務教諭等」と総称する。）が新たな職として設けられた。

（注 2）組織的な学校運営及び指導の促進を目的として、児童の教育をつかさどる他、学校の教育活動に関し教諭その他職員間の総合的な調整を行う職務として新設。一定の知識・経験を有する教諭が任用される。

なお、幼保連携型認定こども園についても、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 14 条により、園内の教育・保育に係る総合的な調整機能を担う中堅職として、「主務保育教諭」「主務養護教諭」「主務栄養教諭」が新設された。

イ 文部科学省は、これらの職の新設を踏まえ、今回の申請において、学校調査票のうち、初等中等教育に係る学校の各調査票において、主務教諭等の数を新たに把握することを計画している。

また、主務教諭等の創設に伴い、「休職等教員数」及び「産休代替等教職員数」についても、当該職が把握対象に含まれていることが明確となるよう、項目名を見直すこととしている。

ウ これについては、本調査が、学校及び幼保連携型認定こども園における教職員構成の詳細について、法令上の職区分に沿って把握することを目的の一つとしていることから、適切と考えるが、想定される結果の利活用について、念のため確認する必要がある。

（論点）

- ・ 主務教諭という新しい職ができたことにともなう内訳項目の追加であり、報告者負担は大きくは変わらないとの認識でよい。

また、主務教諭等の実績を把握することにより、結果をどのように利活用するのか御説明いただきたい。

(変更内容)

④ リスキリング及びリカレント教育施策の推進・効果検証のための項目の追加

(学校調査票(大学(学部学生内訳票)⑧、短期大学(本科学生内訳票)⑩、
大学・大学院・短期大学(大学通信教育調査票)⑫、高等専門学校⑬))

(審査状況)

ア 学校調査票の大学(学部学生内訳票)等では、学生の在籍状況に関して、学科別、年次別、年齢別等の学生数及び入学者数を把握している。

イ 近年、リスキリング及びリカレント教育の推進が、政府の重要政策^(注3)として改めて位置付けられており、高等教育機関等における社会人の学び直しの状況を把握する必要性が高まっている。

(注3) 政府は、日本成長戦略等において、「大学・専門学校等におけるリスキリング人口を、2030年までに合わせて1年当たり60万人とする」などの目標を掲げている。

ウ 学校調査票のうち、大学院学生内訳票においては、平成12年度調査から、既に、入学者数の内数として、「社会人」^(注4)の区分を設けているが、上記の動きを踏まえ、文部科学省は、社会人や留学生を含む多様な学生の実態について、より広範に把握する観点から、今回の申請において、大学、短期大学、高等専門学校に係る学校調査票においても、学科別等に把握している学生数の内数及び入学者数の内数として、それぞれ「社会人」の区分を追加することを計画している。(図表5参照)

(注4) 従前、本調査では、「社会人」の範囲について、調査の手引きにおいて、以下のとおり定めている

- (1) 職に就いている者(給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)
- (2) 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- (3) 主婦・主夫

図表4 学校調査票のうち、高等教育機関の学生に係る調査票における「社会人」の把握状況

調査票	取扱い
大学 学部学生内訳票(様式第8号)	令和9年度調査から追加
大学 大学院学生内訳票(様式第9号)	平成12年度調査から把握
短期大学 本科学生内訳票(様式第10号)	令和9年度調査から追加
大学・短期大学・高等専門学校 外国人学生調査票(様式第11号)	—
大学・大学院・短期大学 大学通信教育調査票(様式第12号)	令和9年度調査から追加
高等専門学校(様式第13号)	令和9年度調査から追加

図表5 変更後の調査票のイメージ【学校調査票（大学）学部学生内訳票】

6 学科別学生数	符 号	1 年 次		2 年 次		計		計のうち社会人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
D カ	学科								
	学科								
	学科								
	学科								

追加

エ これについては、リスキリング及びリカレント教育施策の推進状況や効果を把握するためには、高等教育機関等における社会人の受入状況を継続的かつ横断的に把握する必要があることを踏まえると、高等教育機関等の状況を毎年把握する基幹統計調査である本調査を活用して社会人の状況を把握することは、おおむね適当であると考えられる。

一方で、把握対象とする「社会人」の範囲が行政上のニーズと整合的であるか、また、高等教育機関等において当該情報を正確に把握・報告できるかについて確認が必要である。

（論点）

- （a）リスキリング及びリカレントについては、社会的にも認知されており、本調査においても、大学院生について把握され、教育施策としてもある程度定着していると拝察されるが、このタイミングで、調査対象を拡大する理由は何か。
- （b）「社会人」とはどのような属性の者を想定しているのか。
- （c）把握の対象としている「社会人」が、大学等に通学する理由としては、リスキリング及びリカレント教育を目的とする者に加え、教養・生涯学習等を目的とする者も含まれ得るが、政策的な活用を行う上で問題はないか。
- （d）学生が「社会人」に該当するかどうかを、学生在籍名簿その他の学校が保有する情報により、適切に把握することは可能か。

(変更内容)

⑤ 専修学校における外国人学生等及び卒業学校種の把握	(学校調査票(専修学校)⑭)
----------------------------	----------------

(審査状況)

- ア 学校調査票(専修学校)では、課程別・学科別に、学生・生徒数、入学者数、卒業者数及び就職者数等を把握しており、専修学校における教育活動や在学者の状況について、分野別の実態を把握している。
- イ 一方、専修学校は、外国人材の受入れや留学生政策の推進を背景として、外国人留学生の重要な受入機関となっており、令和6年の第213回国会における学校教育法等の改正に係る附帯決議において、「専門学校の国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進めること」とされる等、専修学校における外国人学生等の受入実態を把握する必要性が高まっている。
- ウ 文部科学省は、このような状況を踏まえ、今回の申請において、(ア)「課程別・学科別の学生・生徒数計」の内訳として、留学生の数及び留学生以外の外国人学生・生徒数を追加するとともに、(イ)専門課程入学者に係る出身校種区分の詳細化を行い、専攻科入学者についても同様の区分による把握を新たに行うことを計画している。(図表6・7参照)

図表6 調査票の変更案((ア)に係る部分)

7 課 程 別 ・ 学 科 別 の 修 業 年																
学 科 名 〔 実際に認可を受け又は届出をしている学科の名称を記入する。 〕					課 程 別	高度専門士課程	学科番号	学科の昼夜別	修業年限		単位制・通信制	学 生 ・ 生 徒 数				
									男	女		計				
	年	月														
学科	3	0	1	0												
計	※ 3	4	0	0	9		9	9	9							
学科別学生・生徒数計のうち留学生の数	※ 3	4	0	0	9		9	9	9							
学科別学生・生徒数計のうち留学生以外の外国人学生・生徒数	※ 3	4	0	0	9		9	9	9							

追加

図表7 調査票の変更案((イ)に係る部分)

10										「7」の専門課程入学者のうち 各機関の卒業者数(再掲)			
追加		高等学校 (a)	専修学校高等課程 (b)	大 学 (c)	短期大学 (d)	高等専門 学校(e)	外国の学校 (f)	その他(g)		左記(a～g)のうち 日本語教育機関	左記(a～g)のうち 留学生	追加	

追加

13 「7」の専攻科入学者のうち 各機関の卒業者数（再掲）									
専修学校 専門課程 (a)	大 学 (b)	短期大学 (c)	高等専門 学校(d)	外国の学 校(e)	その他(f)	左記(a～f) のうち日本 語教育機関		左記(a～ f)のうち 留学生	

エ このうち、(ア)の専修学校における「留学生の数」については、専門学校の国際化や外国人留学生の戦略的受入れに関する施策の検討に資するものであり、その実態を継続的かつ網羅的に把握する必要性は認められる。一方、「留学生以外の外国人学生・生徒」については、当該区分を設ける行政上の必要性や、報告の対象となる外国人学生・生徒の範囲について確認するとともに、当該情報が専修学校において正確に回答可能であるかについて確認する必要がある。

また、(イ)の専門課程及び専攻科入学者に係る出身校種別区分の見直しについては、入学経路の多様化を踏まえた実態把握に資するものと考えられることから、今回の見直しはおおむね適当と考えるが、上記と同様に、専修学校において正確に回答可能であるかについて確認する必要がある。

(論点)

(ア)「留学生の数」「留学生以外の外国人学生・生徒数」の内数欄を追加

- (a) 報告者においてどのような情報に基づき、該当する学生・生徒を把握することを想定しているのか。
- (b) 留学生に加えて「留学生以外の外国人学生・生徒」を把握することにより、調査結果の利活用としてどのような内容を想定しているのか。
- (c) 各専修学校において、留学生及び留学生以外の外国人学生・生徒について区別して把握することについて、何らかの制度があり、過大な報告者負担が生じないといった背景事情はないか。

(イ) 入学者の出身学校種の把握

- (a) 入学者の出身学校種を詳細に把握する行政上の必要性は何か。得られた結果を用いてどのような分析を行うことを想定しているのか。

(変更内容)

⑥ 卒業後の状況に関する把握内容の見直し

(卒業後の状況調査票(中学校②③、高等学校(全日制・定時制)②④、中等教育学校(前期課程・後期課程)②⑤、高等学校(通信制)②⑥、特別支援学校(高等部)②⑨)

(審査状況)

ア 卒業後の状況調査票は、調査対象となる各学校の卒業生における進学、就職等の進路状況を把握するとともに、進学先や就職先等の詳細な内訳についても把握している。

なお、卒業後の状況調査票のうち、中学校調査票においては、中高一貫教育校への進学状況を把握するため、併設先の高等学校等への入学志願者及び進学者についても併せて把握している。

イ 文部科学省は、近年の進路状況の変化等を踏まえ、卒業後の進路状況をより実態に即して詳細に把握する観点から、今回の申請において、以下の(ア)及び(イ)のとおり、調査事項の見直しを行うことを計画している。

(ア) 状況別卒業生数の内訳項目において、「外国の学校等入学者」を追加するとともに、「左記以外の者」の区分を「進学準備中」「就職準備中」「進路未決定者」「その他」に細分化

本調査は、調査対象となる各学校の卒業生の進学、就職の状況について、それぞれ調査事項を設定して報告を求めているところ、これらに該当しない者については、「左記以外の者」として報告を求めている。具体的には、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、無認可の予備校・私塾等に進学した者のほか、進学や就職が決まっていない者等が含まれる。

このような中、令和8年2月に公表された高校教育改革に関する基本方針において、「高校卒業段階の進路未決定者の割合を半減させる」ことが目標として掲げられた。当該目標の基準値の設定及びフォローアップを行うためには、進路未決定者の状況を適切に把握する必要があるが、現行の調査事項では、外国の学校に入学した者を含む様々な者が「左記以外の者」として一括して計上されているため、その実態を把握することが困難となっている。このため、卒業後の進路状況をより正確に把握するための見直しを行うものである。

図表8 調査票の変更イメージ(例:卒業後の状況調査票(高等学校 全日制・定時制))

旧。専攻科、別科及び通信課程の修了者は除く。)						追加						細分化					
E 就職者等 (左記A, B, C, Dを除く。)						本科卒業生。専攻科、別科及び通信課程の修了者は除く。)						F 就職者等 (左記A, B, C, D, Eを除く。)					
自 営 業 主 等	常用労働者		臨時 労働 者	F 左 記 以 外 の 者	G 不 詳 ・ 死 亡 の 者	計 〔卒業生 総数〕	E 外 国 の 学 校 者	自 営 業 主 等	常用労働者		臨時 労働 者	G 左記以外の者				H 不 詳 ・ 死 亡 の 者	計 〔卒業生 総数〕
	無 期 勤 用 者	有 期 勤 用 者							無 期 勤 用 者	有 期 勤 用 者		進 学 準 備 中 の 者	就 職 準 備 中 の 者	進 路 未 決 定 者	そ の 他		
		〔雇用 契約 期間 が1 年以上 の者〕								〔雇用 契約 期間 が1 年以上 の者〕							

(イ) 高等学校（本科）等への入学志願者数の内訳項目である「併設先または連携先の高等学校への入学志願者」を削除

卒業後の状況調査票のうち、中学校調査票において、高等学校（本科）等への入学志願者数を把握しているところ、これに加えて、「高等学校（本科）のうち併設先または連携先の高等学校への入学志願者」についても把握している。

これについて文部科学省は、別途、「8 状況別卒業生数」の再掲欄において把握している「左記『高等学校（本科）』のうち併設先または連携先の高等学校へ進学した者」との間に大きな差異が見られず、系列校への入学希望者の大半が実際に当該系列校へ進学していることから、重ねて本調査事項で実績を把握する利活用上の必要性は乏しいとしている。

図表 9 変更後の調査票のイメージ（卒業後の状況調査票（中学校））

10 「8」の卒業者総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）										計	左記「高等学校（本科）」のうち併設先または連携先の高等学校への入学志願者（再掲）	
高等学校（本科）		中等教育学校 後期課程（本科）		高等 専門 学校	特別 支援 学校	高等部 （本科）	全日制のうち		定時制のうち			
全 日 制	定時制	全 日 制	定時制				併設先		連携先			
							併設先	連携先	併設先			連携先
男												
女												
別												

削除

ウ このうち、(ア)については、近年の卒業後の進路の多様化等を踏まえ、現行区分では十分把握できない進路について、より詳細に把握しようとするものであり、その趣旨は理解するところである。しかし、学校において卒業生の状況を当該区分に沿って適切に判別・回答できるのか、有意な結果が得られるのかについて、事前にどこまで検討しているか確認が必要である。

一方で、(イ)については、進学動向の把握に著しい支障を生じさせるものではなく、報告者負担軽減の観点から削除することから、おおむね適当であるが、進学動向の把握に支障が生じないのかについて念のため確認する必要がある。

（論点）

（ア）高等学校における卒業生の区分の追加

(a) 「外国の学校等」の定義は何か。外国に所在する学校という意味か。国内に所在する外国資本が経営する学校も含むのか。また、「等」は何を指すのか。

(b) 「進路未決定者」とは具体的にどのような者を指すのか。「進学準備中」や「就職準備中」とどのように区分するのか。また、「その他」とは、具体的に、どのような場合をいうのか。「進路未決定者」と「その他」の違いは何か。

(c) 高校教育改革に関する基本方針における「高校卒業段階の進路未決定者」とは、高校卒

業段階で、進路が定まっていない者を広く包摂する概念であると考えられるが、本調査において、これを「進学準備中」「就職準備中」「進路未決定者」と細分して回答を求める必要性としてどのようなものがあるか。

(d) 様式第30号の大学の卒業後状況調査票においても類似の調査事項があるが、当該項目の調査結果を確認したところ、直近の令和6年度及び7年度調査においては、全体の7%程度である「左記以外の者」のうち、「その他」欄の回答比率が5割を超えている状況がみられる。今回の調査事項の見直しにおいても同様に「その他」欄の回答比率が大きくなる傾向となることが危惧されるが、結果の利活用において支障は生じないか。また、大学の調査結果を見ると、それぞれの内訳の精度に問題がないとの認識でよいのか。

(イ) 中学校調査票における併設先又は連携先の高等学校への入学志願者数の削除

(a) 中学校調査票における併設先又は連携先の高等学校への入学志願者数について、近年の調査結果の利活用状況はどのようなものか。

(b) 当該項目を削除した場合であっても中高一貫教育校への進学動向の把握に支障は生じないか。

(変更内容)

⑦ 他調査で詳細を把握することによる項目の削除等

(学校調査票(小学校②、中学校③、義務教育学校⑦、高等学校④、中等教育学校⑤、特別支援学校⑥、大学(学部学生内訳票)⑧、大学(大学院学生内訳票)⑨、短期大学(本科学学生内訳票)⑩、大学・大学院・短期大学(大学通信教育調査票)⑫、高等専門学校⑬)、学校通信教育調査票(高等学校)⑬)

(審査状況)

(1) 学校調査票(特別支援学校)における理由別長期欠席者数の削除

ア 学校調査票(特別支援学校)においては、生徒数又は学生数等の在籍状況に加えて、理由別長期欠席者数を把握している。

イ 一方、理由別長期欠席者数については、一般統計調査である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」が実施されたことを踏まえ、本調査においては、平成28年度調査以降、小学校、中学校及び中等教育学校については、調査事項から削除した経緯がある。

ウ 今般、同調査において特別支援学校の長期欠席者数についても把握することとなったことから、文部科学省は、今回の申請において、特別支援学校に係る理由別長期欠席者数を削除することを計画している。

エ これについては、これまで「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に長期欠席者に係る実態を集約して調査してきた経緯を踏まえると、特別支援学校についても同様に整理することは合理的であり、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当である。

一方、当該調査事項を本調査から削除した場合であっても、政策的に必要な情報が引き続き適切に把握されるのか、また、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障が生じないのかについて確認が必要である。

(2) 学校調査票(大学、大学院、短期大学、高等専門学校)における休学者数の削除

ア 本調査のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校においては、学生数の内数として休学者数を把握している。

イ 一方、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における休学者数については、別途、「学生の中途退学者・休学者数の調査」(業務統計)においても実績を把握していることから、本申請において、本調査の調査事項から削除することを計画している。

ウ これについては、他の情報において実態が把握されていることを踏まえたものであり、本調査において重複して把握する必要性は乏しいことから、適当と考える。

一方、当該調査事項を本調査から削除した場合であっても、政策的に必要な情報が引き続き適切に把握されるのか、また、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障が生じないのかについて確認が必要である。

(3) 学校調査票（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）における学校図書館事務員に係る項目の削除

ア 本調査では、学校調査票において本務者の職員数を「事務職員」等の別に把握するとともに、国・公立の本務者においては「私費負担の職員数」を「事務職員」等の別に把握しており、その中で、「学校図書館事務員」についても報告を求めている。

イ 一方、文部科学省においては、別途、「学校図書館の現状に関する調査」（業務統計）において学校図書館の状況を把握しているところ、その中で、「学校司書」の人数を把握している。

「学校図書館事務員」と「学校司書」は実態として同義であることから、調査事項のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、今回の申請において職員数の内訳から削除することを計画している。

ウ これについては、学校図書館に関する現状把握や施策の検討においては、主として「学校図書館の現状に関する調査」における学校司書の情報が活用されており、本調査において「学校図書館事務員」を独立した職種区分として継続して把握する必要性は乏しいものと考えられることから、おおむね適当である。

一方、学校図書館事務員に係る情報について、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障が生じないのかについて確認が必要である。

(論点)

(1) 学校調査票（特別支援学校）における理由別長期欠席者数の削除

(a) 今回、本調査の調査事項から削除となる上記事項の代替となる一般統計調査である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要（調査事項、調査周期、調査対象等）について、整理いただきたい。

(b) これらの調査事項を上記一般統計調査に集約した場合、政策的に必要な情報は引き続き把握されるのか、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障は生じないか、整理いただきたい。

(2) 学校調査票（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）における休学者数の削除

(a) 今回、本調査の調査事項から削除となる上記事項の代替となる調査等の概要（調査事項、調査周期、調査対象等）について、整理いただきたい。

(b) これらの調査事項を代替情報で把握する場合、政策的に必要な情報は引き続き把握されるのか、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障は生じないか、整理いただきたい。

(3) 学校調査票（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）における学校図書館事務員に係る項目の削除

(a) 今回、本調査の調査事項から削除となる上記事項の代替となる調査等の概要（調査事項、調査周期、調査対象等）について、整理いただきたい。

(b) これらの調査事項を代替情報で把握する場合、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障は生じないか、整理いただきたい。

2 集計事項の変更

（変更内容）

令和9年度調査における調査事項の変更に先立ち、令和8年度確報から対応する集計事項について、暫定的な取扱いに関する注記を付す（令和8年度限り）。
 なお、令和9年度調査における調査事項の変更に対応し、集計事項についても所要の見直しを行う。

（審査状況）

ア 前記1①に記載したとおり、入学者計の内訳項目に係る特別支援学校卒業者の扱いについては、令和9年度の調査から本調査に実装される計画であるが、文部科学省としては、この変更について、できるだけ早期に行いたいという意向を有していた。

しかしながら、当該変更の必要性が認識されたのが、令和8年度調査の実施直前である3月下旬であったため、調査実施の事務上の制約もあり、本調査の調査計画の変更を行う時間的余裕がなかった。

イ そこで、令和8年度においては、附帯調査を実施し、特別支援学校卒業者の実態を把握した上で、その結果を本調査の集計に反映することとした。具体的には、高等学校及び専修学校について、本調査の確報公表時において、附帯調査の結果を加味した集計を行うこととしている。

ウ このため、今回の申請において、集計事項一覧の該当する部分について、令和8年度調査に係る暫定的な取扱いを明確にするため、注記を加える計画である。

図表 10 集計表一覧の変更案（例：学校調査票（高等学校））

現行				変更案			
〇高等学校（全日制・定時制）				〇高等学校（全日制・定時制）			
集 計 表	集 計 区 分			集 計 表	集 計 区 分		
	地域別	設置者別	男女別		地域別	設置者別	男女別
入学状況（本科）	都道府県	国公私	男女	入学状況（本科）	都道府県	国公私	男女
小学科別入学状況（本科）	-	国公私	男女	小学科別入学状況（本科）	-	国公私	男女
				（注）令和8年度における入学状況の内数の集計 <u>においては、学校基本調査の結果に加え、「令和8年度高等学校、専修学校及び各種学校入学者における卒業学校種に関する実態調査」（一般統計調査）の結果を活用する。</u>			

エ これらの変更については、特別支援学校からの入学者に係る状況を令和8年度確報から反映

させることを目的として行うものであり、その取扱いを調査計画上も明確にしようとする趣旨は理解できることから、おおむね適当と考える。

ただし、附帯調査の調査結果を取り込むに当たって、附帯調査の結果精度を、どのように見込んでいるか等について確認する必要がある。

オ なお、令和9年度調査における調査事項の変更に対応し、集計事項についても所要の見直しを行うこととしている。当該見直しは、調査事項の変更内容を集計事項に適切に反映するものであり、適当である。

(論点)

(a) 特別支援学校からの入学者に係る状況について、令和8年度確報から集計結果に反映させるに当たり、その基礎となる附帯調査は十分な回収状況及び精度を確保できる見込みか

(b) 附帯調査では、各種学校についても調査が行われているが、各種学校に係る令和8年度分の集計において、同様の対応をしないのか。

以上